

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(g) 租税特別措置法第74条の3第2項に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋(令和 年 月 日 (ハ)新築 (二)取得)が
この規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	世田谷区 丁目 番地
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積 (合計面積を記入)	合計 m ²
構造	(1) 木造 (2) 軽量鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造 (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (5) その他(造)
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 ((ロ) (g) の場合に記入)	円
売買価格 ((ロ) (g) の場合に記入)	円
証明書の用途	(1) 保存登記又は移転登記 (2) 抵当権の設定登記

備考

- 特定認定長期優良住宅とは租税特別措置法第74条第1項に規定するものをいい、認定低炭素住宅とは同法第74条の2第1項に規定するものをいう。
- 持分については、記載しないこと。

世田谷区長 あて

令和 年 月 日

申請者 住所
〔又は代理人〕 氏名
電話番号

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

- (g) 租税特別措置法第74条の3第2項に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
- (h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋(令和 年 月 日 (ハ) 新築)が
(ニ) 取得
この規定に該当するものである旨を証明します。

記

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	世田谷区 丁目 番地
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競落
備考	

備考
特定認定長期優良住宅とは租税特別措置法第74条第1項に規定するものをいい、認定低炭素住宅とは同法第74条の2第1項に規定するものをいう。

世 建 調 証 第 号

令和 年 月 日

世田谷区長 保 坂 展 人